The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	核兵器のない世界に向けて ： 三つの相乗的アプローチ
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2013, 62(5), p. 311-335
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60179
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

特別寄稿

核兵器のない世界に向けて
――三つの相乗的アプローチ――

黒澤　満

まえがき

二〇〇九年四月にオバマ大統領がプラハにおいて核兵器のない世界における平和と安全保障を追求すると演説[1]して以来、国連安全保障理事会や核不拡散条約（ＮＰＴ）再検討会議などにおいて、核兵器のない世界を追求するという目標には一般的な合意が見られる。その二年前の二〇〇七年一月にも、ジョージ・シュルツ、ヘンリー・キッシンジャーなどが、核兵器のない世界という目標を設定しその目標達成に必要な行動を積極的に取ることを主張していた[2]。

さらに、二〇一〇年のＮＰＴ再検討会議において、スイスの外務大臣は、核兵器は役に立たないものであり、非道徳的であり、かつ違法であると述べ、核兵器の価値を全面的に否定しつつ、長期的には、核兵器禁止条約により核兵器を非合法化すべきであると主張していた[3]。

オバマ大統領自身もプラハ演説で認めているように、この目標は近い将来に達成できるものではないが、現在、その目標にどのように到達するかについての議論が広く展開されている。核兵器のない世界に向けての最近の議論は以下の三つのアプローチに分けることができる。第一は核兵器禁止条約、第二は人道的核軍縮、第三は核兵器の非正当化である。

本稿の目的は、それぞれのアプローチの歴史的進展およびそれらの現在の議論の内容を詳細に検討して評価することである。それぞれのアプローチは独自のメリットを有しており、またそれらは相互依存関係にあるので、相乗的効果をもつように同時に三つの方法を追求することが望ましいと考えられる。

一　核兵器禁止条約

1　背景

一九九六年七月に国際司法裁判所（ＩＣＪ）は国連総会からの要請に応え、「核兵器の威嚇または使用の合法性」に関する勧告的意見を与えた。その意見の基本的な結論部分は、「核兵器の威嚇または使用は国際人道法の原則および規則に一般的に違反するが、自衛の極端な場合には合法か違法か結論できない」というものであった。

しかし裁判所はさらに進んで、この問題の根本的解決に向けて、全会一致で、「厳格で効果的な国際管理の下でそのすべての側面における核軍縮へと導く交渉を誠実に追求し、かつ締結に至らせる義務がある」と述べた。(4) ここでは、核軍縮の交渉を誠実に継続するだけでなく、交渉を締結に至らせる義務があることが明確に示された。核不拡散条約第六条のＩＣＪによる解釈は、単なる行為の義務を超え、特定のコースの行為、すなわち誠実にこの問題の交渉を追求することにより、詳細な成果――すべての側面における核軍縮――を達成する義務を含んでいる。(5)

この勧告的意見を契機とし、同年、マレーシアを中心とする非同盟諸国は、「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」と題する総会決議案を提出し、「核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移譲、威嚇または使用を禁止し、それらの廃棄を規定する核兵器禁止条約の早期の締結へと導く多国間交渉を開始することにより、その義務を即時に履行することをすべての国家に対して要請する」という国連総会決議五一／四五／Mが採択された。[6] この決議はその後毎年採択されている。しかしながら、これまでのところ核兵器禁止条約に関する交渉は開始されていない。

翌一九九七年四月に、米国の核政策法律家委員会を中心に「モデル核兵器禁止条約」が作成され、それはコスタリカにより国連に提出され、国連文書[7]となっている。また一九九八年六月には、新アジェンダ連合（NAC）が「核兵器のない世界に向けて：新しいアジェンダの必要性」という文書を提出し、「核兵器のない世界を維持するためには、普遍的で多国間で交渉された法的拘束力ある文書、または相互に強化する文書のセットを包含する枠組みという土台が必要になるであろう」と述べていた。[8]

2　モデル核兵器禁止条約改訂版

二〇〇七年五月には、国際NGOによるモデル核兵器禁止条約の改訂版が発表され、コスタリカによりNPT再検討会議準備委員会に提出され、[9] またコスタリカとマレーシアにより国連総会にも提出された。[10] この条約案の主要な内容は以下のとおりである。[11]

「核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用および使用の威嚇の禁止ならびに廃棄に関する条約」

(1)　一般的義務

モデル核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用および使用の威嚇を禁止する。核兵器保有国は、一連の段階にそって核軍備を廃棄することが求められる。兵器利用可能な核分裂性物質の生産も禁止され、運搬手段も廃棄するか核能力のないものに転換することが求められる。

(2) 申告

条約締約国は、占有しまたは管理しているすべての核兵器、核物質、核施設および核兵器運搬手段ならびにその所在地を申告することが求められる。

(3) 条約は核兵器の全廃に向けて五つの一連の段階を規定する。[ ] は仮の年数

(a) 核兵器を警戒態勢から解除する。[一年]

(b) 核兵器を配備から撤去する。[二年]

(c) 核弾頭を運搬手段から取り外す。[五年]

(d) 核兵器を不能化し、ピットを取り外す。[一〇年]

(e) 核分裂性物質を国際管理の下に置く。[一五年]

(4) 検証

各国からの申告と報告、通常査察、チャレンジ査察、現地センサー、衛星撮影、放射性核種サンプリングや他の遠隔センサー、他の国際機関との情報共有、市民の報告を含む。

(5) 国内の実施措置

必要な国内立法を行う。

(6) 人の権利と義務

個人および法人にも権利を付与し義務を課す。

(7) 核兵器禁止機関

条約実施機関を設立する。検証、遵守確保、機関の政策決定を行う。機関は、締約国会議、執行理事会および技術事務局から構成される。

3 核兵器禁止条約の諸提案

(1) パン・ギムン国連事務総長の提案

二〇〇八年一〇月二四日に、パン・ギムン国連事務総長は東西研究所の会合で、「国連と核兵器のない世界における安全保障」と題する講演を行い、(1)核軍縮の交渉、(2)安保理における核軍縮の議論の開始、(3)法の支配、(4)説明責任と透明性、(5)その他の補足的措置の五項目提案を行った。

特に第一の核軍縮の交渉については以下のように述べた。

第一に、すべてのＮＰＴの当事国、特に核兵器国に対して、核軍縮へと導く効果的な措置に関する交渉を行うという条約上の義務を履行するよう要請する。彼らは、個別の相互に補強し合う文書の枠組みに関する合意によりこの目標を達成できるだろう。あるいは彼らは国連において長く提案されているように、強固な検証制度に支えられた核兵器禁止条約の交渉を考えることもできるだろう。コスタリカとマレーシアの要請により、私はそのような条約の草案をすべての国連加盟国に配布した。それは出発点を提供している。(12)

(2) グローバル・ゼロ委員会の提案

二〇〇八年一二月にパリで発足したグローバル・ゼロは、特定期日までに世界規模で核兵器を廃棄する法的拘束

力ある検証可能な協定を目指すとしたグローバル・ゼロ宣言を採択したが、そこにはゴルバチョフ元ソ連大統領、カーター元米大統領などの元国家元首、元外務大臣などを含む二五〇人以上が賛同者として含まれている。二〇〇九年六月に発表された「グローバル・ゼロ行動計画」は、以下のように二〇三〇年までに四段階で核兵器を廃絶することを提案するものである。[13]

第一段階（二〇一〇―二〇一三年）：米ロの核弾頭をそれぞれ一〇〇〇に削減する二国間条約を交渉し（二〇一八年までに履行）、多国間交渉を準備する。

第二段階（二〇一四―二〇一八年）：他の核兵器国の凍結を前提に、米ロはそれぞれ五〇〇に削減し、他の核兵器国は比例して削減する（二〇二一年までに履行）。

第三段階（二〇一九―二〇二三年）：二〇三〇年までに核兵器をゼロとするため、段階的で検証された比例的な削減のため、世界的ゼロ協定を交渉する。

第四段階（二〇二四―二〇三〇年）：二〇三〇年までに核兵器をゼロとするため、段階的で検証された比例的な解体を完成させ、包括的検証・強制制度を継続する。

(3) 平和市長会議の提案

世界一五〇以上の国・地域の四五〇〇以上の都市が加盟している平和市長会議は、二〇二〇年までに核兵器廃絶を目指す「二〇二〇ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を世界的に展開している。そのビジョンの目的は、(1)すべての核兵器を即時に警戒態勢から解除すること、(2)普遍的核兵器禁止条約に向けた実質的交渉を即時に開始すること、(3)二〇一五年までに核兵器禁止条約を締結すること、(4)二〇二〇年までに物理的にすべての核兵器を廃棄することである。[14]

その一環として二〇〇八年四月、核兵器廃絶に向けて各国政府等が遵守すべきプロセスを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表した。それは、核兵器の取得や配備などの即時の停止、核兵器廃絶のための誠実な交渉の開始、二〇一五年までに核兵器の取得や配備などを禁止する条約の締結、二〇二〇年までに核兵器の廃絶および生産、運搬、発射などのシステムの廃止を達成するという道筋を示している。[15]

4　二〇一〇年NPT再検討会議

核兵器禁止条約の問題は二〇一〇年NPT再検討会議における議論の中心の一つであったが、それは核兵器のない世界の追求が広く議論され始めたからであり、また国連事務総長の提案が時宜を得たものであったからである。

非同盟諸国は、この会議において、「核兵器禁止条約を含む、特定の時間的枠組みをもつ核兵器廃絶のための具体的措置を含む核軍縮に関する行動計画に、遅滞なく合意すべきである」と主張し、[16]二〇二五年までに三段階で核兵器を廃棄する「核兵器廃棄のための行動計画のための要素」と題する文書を提出し、[17]核兵器禁止条約のための交渉を開始することを主張した。この提案には、非同盟諸国のみならず、スイス、オーストリア、ノルウェーなども支持を表明した。

中国を除く核兵器国は一般的にこの考えに反対であり、たとえば米国は、「核兵器禁止条約または特定の諸措置のタイムテーブルについては、その見解に同意し得ない。それは近い将来に達成できないし、我々のとるステップ・バイ・ステップの現実的な代替とはなりえない」と反対を表明している。[18]

会議の最終文書においては、行動計画の「B核兵器の軍縮」のiiiにおいて、すべての国は核兵器のない世界の達成・維持に必要な枠組みを設置する努力の必要を確認するという文章の後に、会議は核兵器禁止条約に関する交渉

の検討を提案している国連事務総長の五項目提案に注目するという形で言及がなされた。これは二〇〇〇年合意には含まれていない新たな進展であり、NPT再検討会議の最終文書が核兵器禁止条約に初めて言及したものである。最終文書の文言は以下のとおりである。[19]

iii　会議は、すべての核兵器国が具体的軍縮努力を行うことを要請し、すべての国は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを設立する特別の努力をなす必要があることを確認する。会議は、特に強力な検証システムに支えられた核兵器禁止条約または個別で相互に補強する文書の枠組みに関する合意に関する交渉の検討を提案している国連事務総長の核軍縮に関する五項目提案に注目する。

さらに、再検討会議の議長の責任により作成された最終文書の「再検討」の部分において、「会議は、核軍縮プロセスの最後の段階および他の関連した措置は、合意された法的枠組みの中で追求されるべきであることを確認し、多数の国はそれは特定されたタイムラインを含むべきであると考えた」と述べられている。この部分にはコンセンサスは得られなかったが、多数の国は特定のタイムラインをもった核兵器禁止条約を支持していたことが示されている。

5　核兵器禁止条約に対する各国の態度

二〇一二年一月に「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」によって刊行された「核兵器禁止条約に向けて：核兵器禁止条約への政府の立場のガイド」によると、それは各国の国連総会決議への投票態度および公式の声明を基礎に作成されたものであるが、核兵器禁止条約に賛成する国が一四六、どちらとも言えない国が二二、反対国が二六となっている。

米国、ロシア、英国、フランス、イスラエルおよび多くのＮＡＴＯ諸国が核兵器禁止条約に反対しているが、ＮＡＴＯ諸国の中でもカナダ、クロアチア、ドイツ、アイスランド、ルーマニア、さらにオーストラリア、日本、韓国はどちらとも言えない国となっている。核兵器を保有している国のうち中国、インド、パキスタン、北朝鮮は条約を支持しており、ＮＡＴＯからはノルウェーのみが賛成している。[20]

このように、核兵器禁止条約に関しては、かなりの歴史的背景もあり、国際ＮＧＯによるモデル条約も提出されている。さらにオバマ大統領やパン・ギムン国連事務総長などによりその方向性が明確に示されており、目標としては広く受け入れられている。したがって、この目標をどのように実施していくかが今後の大きな課題となっている。

二　人道的核軍縮

1　二〇一〇年ＮＰＴ再検討会議

「核兵器の威嚇または使用の合法性」に関する一九九六年のＩＣＪの勧告的意見は、結論において「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用可能な国際法の規則、特に国際人道法の原則と規則に一般的に違反するであろう」と述べ、[21]その理由として、「武力紛争に適用可能な法の原則および規則は、武力による敵対行為を多くの厳格な要件に従わせている。……核兵器のユニークな特徴からして、核兵器の使用は実際においてそのような要件の尊重において『ほとんど両立できない（scarcely reconcilable）』と思われる」と述べている。[22]これまでのＮＰＴ再検討会議では核軍縮の人道的側面が議論されることはなかった。

二〇一〇年の会議において、スイスの外務大臣は、「核戦争はわれわれ共通の人類の生存そのものに脅威を与え

るので、主張されている防衛の動機の正当性にかかわらず、核兵器の使用の正当性に関する議論を開始すべきである。軍事的および法的考慮に加えて、スイスの目的は核軍縮に関する現在の議論の中心に人道的側面を持ち込むことである。実際、どの時点で国家の権利は人類の利益に譲らなければならないのかという質問をすることが必要である。長期的には、国連事務総長が提案しているような新たな条約という手段によって核兵器を違法化しなければならない」と述べ、核軍縮の人道的アプローチを提案した。[23]

これに対して、英国とフランスが反対の意見を述べたが、欧州およびラテンアメリカの多くの非核兵器国がスイス提案を強く支持する意思を表明したため、会議でこの側面の議論が開始された。

会議の最終文書では、この問題は核軍縮の「A原則と目的」のvで以下のように規定されている。

v　会議は、核兵器のいかなる使用からも生じる壊滅的な人道的影響に深い懸念を表明し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に遵守する必要性を再確認する。

この規定の解釈について、一九九六年の勧告的意見は核兵器の使用は一般に（generally）に国際人道法に違反するとしていたが、二〇一〇年会議の最終文書は、いかなる（any）使用にも深い懸念を表明し、国際法を常に（at all times）遵守すべきことを再確認しているので、核兵器のいかなる使用も常に違法であることを確認しているという考えが生じている。

たとえば、中堅国家構想（ＭＰＩ）は、再検討会議が国際人道法（ＩＨＬ）の問題に言及したことは重要であると述べつつ、「第一に、ＮＰＴ当事国は、彼らがＮＰＴ再検討プロセス内で責任のあるＮＰＴの約束として、核兵器に関して人道法を遵守するという現存の義務を引き受けた。第二に、会議が、人道法を『常に』遵守する要請と直接結びつけて核兵器の『いかなる』使用の壊滅的な人道的影響に言及していることは、核兵器の使用はあらゆる

状況で違法であることを暗に意味する」と述べている。[24]

2　赤十字国際委員会の貢献

最近になって国際社会が核軍縮への人道的アプローチを強化しているのに大きく貢献しているのが、赤十字国際委員会（ＩＣＲＣ）である。二〇一〇年ＮＰＴ再検討会議の直前の四月二〇日に、赤十字国際委員会総裁のヤコブ・ケレンベルガーが在ジュネーブの各国外交団の前で公式演説を行い、「国際司法裁判所の事実認定に照らせば、ＩＣＲＣは核兵器のいかなる使用も国際人道法に合致するとみなすことは困難であると考える。……したがってすべての国家に対して、核兵器は、使用の合法性に対する見解にかかわらず、二度と使用されてはならないことを再確認することを要請する。……ＩＣＲＣの見解によれば、核兵器使用の防止には、法的拘束力をもつ国際条約によって核兵器を禁止し完全廃棄することを目標とした交渉を追求するという現存の義務の完遂が不可欠である。……共通の人道性に挑戦し、国際人道法の最も基本的な原則を疑問視し、人類の継続的存在を脅かすような核兵器の恐ろしい効果に道徳的に無関心になることは決して許されない」と述べた。[25]

赤十字国際委員会が核兵器の人道的側面に関してこのような明確なメッセージを発出し、核兵器禁止条約の交渉を要請するのはきわめてまれなことである。これとは異なる側面であるが、対人地雷禁止条約およびクラスター弾条約が、軍備管理の観点からというよりも人道的な観点から主として交渉され、条約を成功裏に成立させたことも、核軍縮を人道的側面から議論する大きな動機となっている。

さらに二〇一一年一一月に、国際赤十字・赤新月運動代表者会議は、核兵器のない世界のための条件を創設するという努力において、彼らが歴史的なおよび重要な役割を持っていると確信し、「核兵器廃絶に向かって進む」と

いう決議を採択した。決議にはＩＣＲＣと三三カ国の赤十字・赤新月社が共同提案社となっている。その主要な内容は以下の通りである。[26]

(1) いかなる核兵器の使用による結果も、計り知れない被害をもたらすことが予想されること、それに対する十分な人道的対応能力が不在であること、および核兵器使用を防止することの絶対的な緊急性があることを強調する。

(2) 核兵器のいかなる使用も、国際人道法の原則、特に区別性、予防措置および均衡性の原則に合致するとみなすことは不可能であると判断する。

(3) すべての国家に対して、以下のことを訴える。

(a) 核兵器は、使用の合法性に関する見解にかかわらず、二度と使用されてはならないことを確認すること、

(b) 現存する誓約と国際義務に基づき、法的拘束力をもつ国際条約によって、核兵器の使用禁止と完全廃棄を目指す誠実で緊急で断固たる交渉を追求し、合意することを要請する。

ＩＣＲＣによる貢献以外に重要なものとして、二〇一一年二月の「バンクーバー宣言：核兵器のない世界を緊急に達成することを求める法の要請」がある。これはＩＣＪの元判事など著名な法律家が中心となって署名されたもので、国際人道法の詳細な分析から核兵器は国際人道法と両立しないと述べ、ＩＣＪ所長は核兵器を「絶対悪」と呼んだが、「絶対悪」には絶対的な禁止が必要であると結論している。[27]

3 核軍縮の人道的次元

二〇一五年ＮＰＴ再検討会議の第一回準備委員会が二〇一二年四・五月に開催され、その一般討論において、五

月二日に、オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、バチカン、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南アフリカ、スイスの一六カ国による「核軍縮の人道的次元に関する共同声明」がスイスにより読み上げられた。その主要な内容は以下の通りである。

核兵器の人道的側面に関する深刻な懸念が繰り返し表明されてきた。

もしこのような兵器が、意図的であれ偶発的であれ、再び使用されたならば、甚大な人道的影響は不可避である。

核兵器は人類の生存に対する脅威となる破壊的能力をもっており、それらが存在し続ける限り、人類に対する脅威も存在し続ける。

最も重要なことは、これらの兵器がいかなる状況においても決して再び使用されないことである。これを保証する唯一の方法は、NPT第六条の完全な履行を通じたものを含め、効果的な国際管理の下での、核兵器の全面的で不可逆的で検証可能な廃絶である。すべての国は、核兵器を非合法化し、核兵器のない世界を達成するための努力を強めなければならない。[28]

レベッカ・ジョンソンは、一六カ国声明を高く評価しつつ、「そこで言われていることを好むと好まないとにかかわらず、大地が移動したのであり、これらのアイディアおよびこれらの国家グループは核兵器を巡る議論の枠組みを再編する重要な推進者になり得るということを人々は知っている」と述べている。[29]

同年の国連総会において、さらに三四カ国に増加した同様の共同声明がスイスにより読み上げられた。[30]

核軍縮を核兵器の非人道性の側面から追求しようとする動きは最近のものであるが、国際社会において広く受け

入れられる方向に進んでいる。特に一九九六年の国際司法裁判所の勧告的意見が改めて言及され、そこでの法的分析を基礎にして議論が展開されている。伝統的な安全保障の側面からのアプローチとは大きく異なる新たなアプローチとして、今後の進展が期待できるものである。

三　核兵器の非正当化

1　核不拡散・核軍縮国際委員会（ＩＣＮＮＤ）報告書

二〇一〇年ＮＰＴ再検討会議に向けて、二〇〇九年一二月に提出されたＩＣＮＮＤによる報告書『核の脅威を除去する：世界の政策決定者のための実際的アジェンダ』は、核軍縮という重要課題に対応する基本的テーマの一つとして、「核兵器の非正当化」を強調しており、「もし我々が核兵器を最小限にし、究極的に廃絶したいと考えるならば、その役割および有用性の認識を変えることが決定的に必要である。すなわち、核兵器が中心的な戦略的位置を占めている状況から、核兵器の役割はまったく周辺的であり、さらにまったく不必要でありまた望ましくないと見られる状況へと、核兵器の漸進的な非正当化を達成することである」と主張している。

報告書は、このプロセスはかなりの範囲ですでに開始されていると述べつつ、以下の三つの事実に言及している。

(1)　核兵器は戦争遂行の手段としてはほとんどあるいはまったく有用性がないことが、今では広く受け入れられている。

(2)　核兵器の保有にではないが、核兵器の現実の使用については強力なタブーが存在している。すなわち無差別で不均衡な破壊を伴う兵器の使用に対しては、実際的な制約とともに重大な規範的な制約が存在している。

(3)　非正当化の基盤はすでに存在する。これは最初から始める問題ではなく、過去数十年間に失われたモメンタ

ムを回復する問題である。

また報告書は、核兵器を持ち続けるための抑止に基づく以下の主張を批判的に再検討している。

(1) 核兵器は、大国間の戦争を抑止したし、抑止し続けるであろう。
(2) 核兵器は、いかなる大規模通常兵器による攻撃をも抑止するであろう。
(3) 核兵器は、いかなる化学兵器または生物兵器による攻撃をも抑止するであろう。
(4) 核兵器は、テロリストによる攻撃を抑止するであろう。
(5) 拡大核抑止は、同盟国を再保証するために必要である。
(6) 核軍縮へのいかなる大幅な動きも、本質的に不安定化させる。

次に報告書は、核兵器を保持し続ける以下のような正当化の理由を批判している。

(1) 核兵器はその知識を取り除けないので、それを廃絶することには意味がない。
(2) 核兵器は他と比較できない地位と名声を与えてくれる。
(3) 軍縮は核不拡散を進展させるのに必要なものではない。
(4) 核兵器は、核武装国間の他の安全保障協力を禁止するものではない。
(5) 核兵器の費用は通常兵器よりも安い。
(6) 核兵器の常備編成は専門的知識を維持するのに必要である。[31]

この報告書は七六の委員会勧告を含んでいるが、全体的な軍縮戦略については、勧告二が以下のように規定している。

二　短期（二〇一二年まで）および中期（二〇二五年まで）における努力は、核兵器の一般的な非正当化に集中

すべきであり、以下のように性格づけられる「最小化地点」をできるだけ早く、遅くとも二〇二五年までに達成することに集中すべきである。

(a) 数の削減：二〇〇〇弾頭以下の世界（現在の兵器の一〇％以下）。

(b) 合意されるドクトリン：すべての核武装国は核兵器の第一不使用にコミットする。

(c) 信頼できる兵力態勢：そのドクトリンを反映する検証可能な配備と警戒態勢。[32]

このように、日本およびオーストラリア政府のイニシアティブによるＩＣＮＮＤ報告書は、専門家グループによる報告書であり、二〇一〇年ＮＰＴ再検討会議を強く意識したものであったが、これまでの同様の報告書と大きく異なる側面は、核兵器の非正当化に一つの焦点を当てていることである。これらの措置は核兵器のない世界を考える上での基本的な準備作業として重要な価値を有するものであると考えられる。

2　ジェームズ・マーティン不拡散研究所報告書

二〇一〇年ＮＰＴ再検討会議の時期に、ジェームズ・マーティン不拡散研究所は『核兵器を非正当化する：核抑止の妥当性の検討』と題する報告書を提出した。非正当化とは、価値の剥奪のプロセスであり、正当性、名声、権威へのあらゆる主張を減少させ破壊することと定義されている。

報告書は、「核兵器を非正当化することは、核兵器の使用を防止し、核軍縮を達成するために基本的に重要なことである。非正当化は核抑止議論の核心にせまるものであり、核抑止を支持する証拠はないことが分かってきている。……実際には、核兵器は今日特に有益であるわけではないし、国際テロリズムや貯蔵された古い核兵器という形での以前からの危険が増大している」との基本的認識を示している。[33]

さまざまな研究成果の一つとして、報告書は、広島および長崎への原爆投下が太平洋戦争を終結させたのではなく、むしろそれは八月八日のソ連の参戦であるという明確な証拠があることを強調している。[34] また核抑止については、一般的な信念に反して、核兵器が冷戦中の「平和を維持した」という証拠はまったくないし、核抑止が強力に働くべきだと考えられる状況において、核の威嚇が通常兵器や生物・化学兵器による攻撃を防止しないという明確な証拠があり、また核兵器を保有してもそれは有利な手段とはほとんどならないし、核兵器はその所有者に戦争において決定的な軍事的優位を与えることができなかったという疑いのない証拠があると述べている。[35]

さらに報告書は、「核兵器は、非人道的であり、無差別であり、受容できない害を与えるものであるので、戦争の兵器としては何らの本来的な正当性を持たないものである。核兵器が保有する抑止の正当性は、冷戦の心理ゲームを通して核兵器に与えられてきたものであり、その時代はすでに過ぎ去った。非正当化は、自己強化の努力であろうから、抑止による威嚇の信憑性に影響を与えるだろうし、核兵器の使用および使用の威嚇の両者の非道徳性を再表明するのを認めるであろう」と述べている。

核軍縮を達成するためには、核兵器の非正当化を成功させるための大衆を取り込むことが最も重要な単一の要素であり、国際的な大衆および政治的支持を動員しそれを軍縮プロセスにおいて維持することは、核兵器のない世界に向けての道筋の進展のための、たぶん最も基本的な前提条件であろう、と報告書は述べている。[36]

この報告書は、二〇一〇年NPT再検討会議の最中に会議場で配布され、会議のサイドイベントとして議論が行われた。この報告書は核兵器の非正当化の中心部分である核抑止の非正当化に焦点を当てており、核兵器が抑止の手段として役に立ってこなかったし、役に立たないものであることを強調している。

さらに、国連軍縮・平和・安全保障NGO委員会の会合として、二〇一〇年一二月に開催された「核兵器を非正

当化する」というパネル・ディスカッションにおいて、ランディ・ライデルは、以下のように述べている。[37]

核兵器の企ての全体は以下の二つの層の基盤に乗っかっている。第一の層は「利益」と呼べるもので、それは物理的および政治的利益および核兵器の永久化に利益をもつ人々を代表する制度的支持者から成り立っている。第二の層は「アイディア」であり、核兵器についての思考を形成するアイディアの力である。核兵器を将来的に廃棄するための処方箋は、核兵器を支えているこれらの制度やアイディアのすべてを意味するこの上部構造を廃棄する必要があることを意味している。

これらの核兵器の非正当化に関する議論は、核兵器のもつさまざまな側面を含むものであるが、その中心は、核兵器の実際の姿は軍事的にも政治的にも役に立たないものであると主張するものであり、核兵器の価値の剥奪を目指すものである。これらの議論は核兵器廃絶に向けての軍事的、政治的、社会的な基盤の形成にきわめて有益な議論であると考えられる。

四　核廃絶への相乗的アプローチ

核軍縮に関する伝統的な議論、交渉およびその成果は、米ロ間の戦略兵器削減交渉に見られるように、「ステップ・バイ・ステップ・アプローチ」であった。それに反して、本稿で紹介されている最近の議論で主張されているのは、それとはまったく異なる「包括的アプローチ」である。核兵器禁止条約は、すべての核兵器関連活動を禁止し、すべての核兵器の廃絶を要求するものである。核兵器の廃絶は即時に実施可能なものではなく、それはいくつかの段階にわたって時間をかけて実施されるものであろう。しかしそれは、核廃絶へのコミットメントもなく、廃絶のための時間的枠組みもない伝統的なステップ・バイ・ステップ・アプローチとは異なるものである。

核兵器禁止条約に関しては、そのモデル条約あるいは核兵器廃絶プロセスの枠組みはＮＧＯあるいは非同盟諸国により提案され、すでに存在しているが、核兵器国が核兵器禁止条約に反対しているため、近い将来に政府間の交渉が開始されるのはきわめて困難であろうと考えられる。しかし、核兵器のない世界に向けてのプロセスの最終段階、およびそこにいたるプロセスを明確に示している核兵器禁止条約を考え議論することは、必要でありかつ有益である。なぜなら、それらの議論に基づいて、条約の交渉および条約の締結に至ることが、なぜそれほど困難であるのかを考え、以下のような問題を議論することができるからである。どのような準備が必要なのか。どのような前提条件が必要なのか。どのような国際社会構造の変形が必要なのか。どのような信頼醸成措置が必要なのか。

これらの諸問題を議論し、それらの解答を見出すことが必要である。このことは、核兵器禁止条約を作成するためのきわめて重要なプロセスである。条約草案を考え作成するだけでは不十分である。我々は、核兵器のない世界への道程に存在するさまざまな障害物を取り除くことによって、どのようにして核兵器禁止条約を成功裏に交渉し締結できるかを検討しなければならない。

核軍縮の人道的アプローチは核兵器の非人道的性質に基盤を置いているものであり、最近までそれほど積極的には議論されてこなかった側面からのものである。赤十字国際委員会およびスイスが指導的役割を果たしてきた。国際人道法は、元々はまた基本的には武力紛争時における特定兵器の使用あるいは使用方法の合法性・違法性に関わるものである。しかし、人道的側面に基づく最近の議論は、核兵器の使用の違法性のみならず、核兵器による威嚇の違法性、さらに核兵器の廃絶をも訴えるものとなってきており、今では主として核兵器廃絶を訴えるものとなっている。これが核軍縮の人道的アプローチである。

軍備管理・軍縮交渉は、伝統的には主として戦略的考慮に基づいて実施されてきた。冷戦期のみならず冷戦後に

おいても、戦略核兵器に関する交渉の主たる考慮は、米国とソ連／ロシアの間の戦略的安定性であった。戦略核兵器の削減は冷戦後に開始されたが、そこでも主要な関心は戦略的安定性であった。このことが、削減がそれほど大幅なものでなかったこと、ステップ・バイ・ステップ・アプローチが採用されたこと、核廃絶という最終段階が展望できなかったことの理由である。

他方、人道的アプローチは、軍備管理アプローチとは完全に異なり、非人道性に焦点を当てるものである。その提唱者は、核兵器の使用の結果は壊滅的であり、地球上の人類の全滅を暗示するものであるので、核兵器は人類と共存できないことを強調している。このことが、彼らがステップ・バイ・ステップ・アプローチによる核兵器の削減ではなく、核兵器の廃絶を主張している理由である。この種の考えは、核兵器禁止条約および核兵器廃絶の基盤としてきわめて有益であり有用である。

核兵器の非正当化は、核軍縮に向けてのまったく新しいアプローチであり、それは核兵器のあらゆる側面に関わるものである。それは、核兵器の違法性を法的観点から主張し、その不道徳性を道徳的観点から主張し、また軍事的または政治的観点から核兵器は役に立たないと主張している。そこには、核兵器が保有していると信じられている正当性、価値、役割、権威あるいは名声などを低減し剥奪するあらゆる措置が含まれている。

核兵器の非正当化がなしうる最も重要な任務は、国家の平和と安全保障に対する核兵器の有用性を支持する伝統的な神話を矯正することであろう。たとえば、広島および長崎への原爆投下が太平洋戦争を終わらせ、多くの若いアメリカ兵の命を救ったという神話は、日本が降伏した主たる理由は核兵器の投下ではなくソ連の対日参戦であったという史実により矯正されるべきであろう。また、通常兵器による攻撃に対して核抑止が働かなかったケースがいくつかあることも重要である。

さらに、核兵器を保有していることに結び付いた政治的な名声・威信を低減させ、取り除くことも必要であろう。たとえば、国連安全保障理事会の常任理事国は、今ではＮＰＴにより認められた五つの核兵器国と同じになっているが、ＮＰＴが署名された一九六八年当時には、中華民国（台湾）が常任理事国の席を占めていたのである。この側面での核兵器の政治的価値を低減させるためには、日本やドイツなどの非核兵器国から新たな常任理事国を選出することが必要であり、有益であるだろう。

核兵器のない世界を達成するためには、軍事的に、政治的に、道徳的に、また実際的に核兵器が与えていると信じられている価値や役割を低減し、取り除いていくことが不可欠である。

核兵器禁止条約は、核兵器のない世界に向けての交渉の最終的法的成果を明らかにするが、その最終成果に至るための条件や環境などを述べているものではない。人道的な核軍縮は核兵器のない世界に向けての新たな次元の議論を導入した。これは核兵器の使用の違法性または壊滅的影響に基づく核兵器廃絶のためのきわめて強力な議論である。しかし、それは核兵器のない世界にいたるプロセスを必ずしも示していない。核兵器の非正当化の議論は、法的、政治的、道徳的、実際的側面などあらゆる側面をカバーしており、この議論は、核兵器禁止条約および人道的側面からの核廃絶のための基盤として有益である。

ひとつのアプローチにおける進展は他のアプローチでの進展を促進し強化するであろう。なぜなら、それぞれのアプローチは独立しているが、相互依存関係にあるからである。したがって、これら三つのアプローチは同時に精力的に追求されるべきである。それらが同時に精力的に追求されることにより、それらは相乗的効果をもつようになり、核兵器のない世界に向けて大きな影響を与えることができるようになるであろう。

(1) The White House, Office of the Press Secretary, "Remarks by President Barak Obama," Prague, Czech Republic, April 5, 2009. 〈http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Remarks-By-President-Obama-In-Prague-As-Delivered〉

(2) George P. Schultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nun, "A World Free of Nuclear Weapons," *The Wall Street Journal*, January 4, 2007. 〈http://www.fenl.org/issues/item.php?item_id=2252&issue_id=54〉

(3) 2010 NPT Review Conference, Statement by Switzerland, General Debate, 4 May 2010.

(4) International Court of Justice, Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, 1996, para. 105.

(5) *Ibid.*, para. 99.

(6) Follow-up to the Advisory Opinion of the International Court of Justice on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, A/C.1/66/L.42, 17 October 2011.

(7) A/C.1/52/7, 17 November 1997.

(8) The New Agenda Coalition, Joint Ministerial Declaration, *Towards a Nuclear-Weapon-Free World : The Need for a New Agenda*, 9 June 1998.

(9) 2010 NPT Review Conference, NPT/CONF.2010/PC.I/WP.17.

(10) UN Doc., A/62/650.

(11) *Securing our Survival (SOS) : The Case for a Nuclear Weapons Convention*, International Physicians for the Prevention of Nuclear War, International Association of Lawyers Against Nuclear Arms, International Network of Engineers and Scientists Against Proliferation, 2007.

(12) Secretary-General Ban Ki-moon, "The United Nations and Security in a Nuclear-Weapon-Free World," UN News Centre, 24 October 2008. 〈http://www.un.org/apps/news/infocus/sgspeeches/statement_full.asp?statID=351〉

(13) Global Zero Commission, *Global Zero Action Plan*, 29 June 2009. 〈http://www.globalzero.org/files/pdf/gzap_3.0pdf〉

(14) *Mayors for Peace*, August 2012, The City of Hiroshima. 〈http://www.mayorsforpeace.org/english/index.html〉

(15) The Mayors for Peace, Hiroshima-Nagasaki Protocol, April 2008. 〈http://www.mayorsforpeace.org/jp/activities/

others/10062_hn_giteisho/h_n_protocol.pdf〉

(16) 2010 NPT Review Conference, Working Paper by the Group of Non-Aligned States Parties, NPT/CONF. 2010/WP. 46, 28 April 2010.

(17) 2010 NPT Review Conference, Working Paper by the Group of Non-Aligned States Parties, NPT/CONF. 2010/WP. 47, 28 April 2010.

(18) 2010 NPT Review Conference, Statement by the United States, Subsidiary Body I, May 10, 2010.

(19) 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Final Document, Volume I, NPT/CONF. 2010/50 (Vol. I), New York, 2010.

(20) International Campaign to Abolish Nuclear Weapons, *Towards a Treaty Banning Nuclear Weapons : A Guide to Government Positions on a Nuclear Weapons Convention*, January 2012. 〈http://xa.yimg.com/kq/groups/1413460/2086673147/name/TowardTreatyBanningNuclearWeapons.pdf〉

(21) International Court of Justice, Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, 1996, para. 105.

(22) *Ibid.*, para. 95.

(23) 2010 NPT Review Conference, Statement by Switzerland, General Debate, 4 May 2010.

(24) Middle Power Initiative, *The Humanitarian Imperative for Nuclear Disarmament*, September 15, 2010, p. 7.

(25) International Committee of the Red Cross, "Bringing the Era of Nuclear Weapons to an End," Statement by Jakob Kellenberger, President of the ICRC, to the Geneva Diplomat Corps, Geneva, 20 April 2010. 〈http://www.icrc.org/eng/resources/documents/statement/nuclear-weapon-statement-200410.htm〉

(26) ICRC International Committee of the Red Cross, Council of Delegates 2100 : Resolution 1, Working towards the Elimination of Nuclear Weapons, 26 November 2011. 〈http://www.icrc.org/eng/resources/documents/resolution/council-delegates-resolution-1-2011.htm〉

(27) Vancouver Declaration : Law's Imperative for the Urgent Achievement of a Nuclear-Weapon-Free World, February 11,

2011.〈http://www.thesimonsfoundation.ca/Vancouver%20Declaration_1.pdf〉

(28) The First Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Joint Statement on the Humanitarian Dimension of Nuclear Disarmament by Austria, Chile, Costa Rica, Denmark, Holy See, Egypt, Indonesia, Ireland, Malaysia, Mexico, New Zealand, Nigeria, Norway, Philippines, South Africa and Switzerland. General Debate, 2 May 2012.〈http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom12/statements/ 2May_IHL.pdf〉

(29) Rebecca Johnson, "16-Nation Statement Puts Humanitarian Dimension Diplomacy into the NPT Frame," *Acronym Institute for Disarmament Diplomacy*, 3 May 2012.〈http://www.acronym.org.uk/blog/2012-nptprepcom/16-nation-statement-put-humanitarian-dimension-directly-npt-frame〉

(30) 67th Session of the United Nations General Assembly First Committee, Joint Statement on the Humanitarian Dimension of Nuclear Disarmament, New York, 22 October 2012.〈http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com12/statements/22Oct_Switzerland.pdf〉

(31) *Eliminating Nuclear Threats : A Practical Agenda for Global Policymakers*, Gareth Evans and Yoriko Kawaguchi, co-chairs, Report of the International Commission on Nuclear Non-proliferation and Disarmament, Canberra/Tokyo, November 2009, pp. 59-71.

(32) *Ibid.*, p. 77.

(33) Ken Berry, Patricia Lewis, Benoit Pelopidas, Nikolai Sokov and Ward Wilson, *Delegitimizing Nuclear Weapons : Examining the Validity of Nuclear Deterrence*, The James Martin Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies, May 2010, p. 69.

(34) "Appendix 1 : A More Detailed Analysis of the Nuclear Bombings of Hiroshima and Nagasaki," *Ibid.*, pp. 71-79.

(35) *Ibid.*, pp. vi-vii.

(36) *Ibid.*, pp. vi-vii.

(37) "Delegitimizing Nuclear Weapons", *Disarmament : Critical Disarmament Issues*, Panel Discussion held by the NGO

Committee on Disarmament, Peace and Security on December 6, 2010, the United Nations, p. 3.〈http://www.un.org/disarmament/HomePage/ODAPublications/PDF?DELEGITIMIZING-NUCLEAR-WEAPONS.pdf〉